

確定拠出年金制度における 機構（J-FLEC）の事業の 活用について

2026年6月

J-FLEC
金融経済教育推進機構



- 投資教育([確定拠出年金法第22条](#))の具体的な内容は、厚生労働省「[確定拠出年金制度\(法令解釈通知\)](#)」「第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項」において定められています。
- 金融経済教育推進機構(J-FLEC)では、次に掲げる内容についての教育の機会(例:無料の講師派遣やオンライン講座等の事業)をご提供しております。(ただし、基本的に「[金融リテラシー・マップ](#)」の範囲に限ります。)
 - ① 法令解釈通知に具体的な定めのある内容のうち基本的な内容(企業型DCにあっては導入する企業ごとに異なる事項/個人型DC(iDeCo)にあっては利用する運営管理機関ごとに異なる事項)
 - ② 上記①の基本的な内容のほか、法令解釈通知に具体的な定めのない内容であって金融リテラシーに関するもの(例:金融トラブルの防止など)
- 確定拠出年金制度の実施主体たる事業主の皆さまに置かれては、上記を踏まえ、当機構(J-FLEC)の講師派遣やオンライン講座等の事業をご活用いただけますと幸いです。いわゆる投資教育のうち基本的な内容とともに、これに留まらない金融リテラシーを幅広く学ぶ機会をご提供いたします。
- また、運営管理機関である金融機関等の皆さまに置かれては、例えば次のような方法により、当機構(J-FLEC)の講師派遣やオンライン講座等の事業をご活用いただけるものと考えております。
 - 企業ごと又は運営管理機関ごとに異なる事項や応用的な内容は運営管理機関の講師による講義等のコンテンツとし、上記①・②の基礎的な内容は当機構(J-FLEC)の講師派遣による講義等のコンテンツとして、両者を組み合わせて事業主に提供する方法

(参考)厚生労働省ウェブページ「[確定拠出年金制度の投資教育](#)」「[5. 投資教育に関するチラシ等](#)」の「[ガイドブック](#)」(抜粋)

「(前略)[企業年金連合会サイト](#)や[iDeCo公式サイト](#)、[金融経済教育推進機構サイト](#)には投資教育に活用できる有益なコンテンツが掲載されているので、このような外部コンテンツを利用してみるのも良いでしょう。(以下略)」

[確定拠出年金制度について\(平成13年8月21日年発第213号 厚生労働省年金局長から地方厚生\(支\)局長宛通知\)](#) (別紙) (抄)

第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

1. 基本的な考え方 (略)
2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について (略)
3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

(1)・(2) (略)

(3)具体的な内容

① 確定拠出年金制度等の具体的な内容

ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ

イ 確定拠出年金制度の概要(次の(ア)から(ケ)までに掲げる事項)

(ア)制度に加入できる者とその拠出限度額(企業型年金加入者掛金を導入している事業所には、企業型年金加入者掛金の拠出限度額とその効果を含む。)

(イ)運用の方法の範囲、加入者等への運用の方法の提示の方法及び運用の方法の預替え機会の内容

(ウ)運用の指図は加入者自身が自己の責任において行うこと

(エ)指定運用方法を選定及び提示している場合は、指定運用方法の概要。また、指定運用方法により運用されたとしても、加入者自身の資産形成状況やライフプラン等に適した運用の方法が選択されているかどうかを確認し、自身に適さない運用の方法であれば他の運用の方法を選択すべきであること

(オ)給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付(年金又は一時金の別)の受取方法

(カ)加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法

(キ)拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容

(ク)事業主、国民年金基金連合会、企業年金連合会、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の役割

(ケ)事業主、国民年金基金連合会、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の行為準則(責務及び禁止行為)の内容

② 金融商品の仕組みと特徴

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項

ア その性格又は特徴

イ その種類

ウ 期待できるリターン

エ 考えられるリスク

オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

③ 資産の運用の基礎知識

ア 資産の運用を行うに当たっての留意点(すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること)

イ リスクの種類と内容(金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク(将来の実質的な購買力を確保できない可能性)等)

ウ リスクとリターンの関係

エ 長期運用の考え方とその効果

オ 分散投資の考え方とその効果

カ 年齢、資産等の加入者等の属性によりふさわしい運用の方法のあり方は異なり得るため一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような運用の方法が有用である場合が少なくないこと

④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

ア 老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性

イ 平均余命などを例示することで老後の期間が長期に及ぶものであること及び老後に必要な費用についても長期にわたり確保する必要があること。

ウ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、自身が望む老後の生活水準に照らし、公的年金や退職金等を含めてもなお不足する費用(自身が確保しなければならない費用)の考え方

エ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、老後の資産形成の計画や運用目標の考え方(リタイヤ期前後であれば、自身の就労状況の見込み、保有している金融商品、公的年金、退職金等を踏まえた資産形成の計画や運用目標の考え方)

オ 加入者等が運用の方法を容易に選択できるよう、運用リスクの度合いに応じた資産配分例の提示

カ 離転職の際には、法第83条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、法第80条及び第82条の規定により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること。

(4) (略)

4. 加入者等への具体的な提供方法等 略